

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問3（情）第1号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定に対する本件審査請求は、却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和2年2月16日付で、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

国交省告示第35号三は、表層崩壊等により土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を指定対象とし、深層崩壊の場合は指定しないとしている。県はこの「表層崩壊」、「深層崩壊」の定義をしていないため、同告示第35号三を無視して土砂災害警戒区域等の指定の該否を決定した。

同上決定を記載した基礎調査調書を行政文書として一例のみ開示願います。開示いただけるのであれば箇所名「青葉台A（888）」、箇所番号「I-2-888」の同調書として下さるようお願いします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年3月3日付で審査請求人に通知した。

その際、実施機関は、本件処分に係る通知書の備考欄に、対象となる行政文書を作成又は取得していない理由として「県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条に基づいて、土砂災害警戒区域等を指定しています。また、土砂災害防止対策基本指針（平成27年1月16日国交省告示第35号）に基づいて、土

砂災害警戒区域等を指定しています。なお、土砂災害警戒区域等については、表層崩壊を想定した範囲としております。」と記載していた。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年3月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査会への諮問及びその後の経過

1 諒問

審査請求人に対する弁明及び審査請求人からの反論の後、実施機関は、本件審査請求について、令和3年4月30日付けで広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

2 本件処分の取消し等

実施機関は、次の理由により、本件処分を取り消し（以下「本件取消処分」という。）、令和4年3月23日付けで審査請求人に通知した。

- 本件処分を取り消す理由

令和2年2月16日付けの行政文書開示請求は、「国交省告示第35号三は、表層崩壊等により土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を指定対象とし、深層崩壊の場合は指定しない」としている。県はこの「表層崩壊」「深層崩壊」の定義をしていないため、同告示第35号三を無視して土砂災害警戒区域等の指定の該否を決定した。同上決定を記載した基礎調査調書との見解（以下「本件見解」という。）を付した上で、箇所名「青葉台A(888)」、箇所番号「I-2-888」の同調書（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求したものである。

当機関は、本件対象文書が本件見解に該当する行政文書であるとは認識していないが、本件対象文書を現に保有しているため。

また、実施機関は、本件取消処分に伴い、対象となる行政文書を特定し、行政文書開示決定を行い、同日付けで審査請求人に通知した。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求の適法性について

審査請求人は、本件処分を不服として、行審法第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行ったものであるが、同条にいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」（最高裁判所昭和49年（行ツ）第99号同53年3月14日第三小法廷判決）ものと解されている。

これを本件についてみると、本件処分は、上記第3の2のとおり、令和4年3月23日付けで取り消され、同日付けで行政文書開示決定が行われている。

そうすると、同日をもって本件処分の法的効果は消滅しているから、審査請求人は、現時点では、本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者とはいえない。

したがって、審査請求人は、本件処分について審査請求をする法律上の利益を有する者とは認められないため、本件審査請求は不適法である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	处 理 内 容
令和 3 年 4 月 30 日	・ 諮問を受けた。
令和 4 年 5 月 31 日 (令和 4 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 6 月 28 日 (令和 4 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 1 部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授